

近代日本における「保養」概念の形成と展開

瀧澤, 利行
茨城大学

<https://doi.org/10.15017/6779687>

出版情報 : 障害史研究. 4, pp.49-62, 2023-03-13. Faculty of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

近代日本における「保養」概念の形成と展開

Evolution of Concept and Idea of Hoyou (recuperation) in Modern Japan

瀧澤 利行

Toshiyuki TAKIZAWA, Ph. D.

(茨城大学)

(Ibaraki University)

要 旨

保養は、近代における保健医療や公衆衛生の展開において、しばしば用いられる概念の一つである。それは、心身の摂生によって、その回復をうながし、日常生活への復帰をささえる思想を示すものとして、慢性疾患や障害の軽減などをめざして、持続的に社会において一定の機能を果たしてきた。思想としての保養は古代中国において生成し、養生とほぼ同義の概念として普及してきた。ただし、保養を養生と比較すると、壮年の生氣盛んな人々における摂生よりは、幼弱・老齢の人々の摂生を意味する概念として用いられる傾向がすでに近世期において萌している。

近代以降の日本では、結核、精神疾患、ハンセン氏病など慢性に経過する疾患の患者が療養する状況や学校保健における病弱児教育の夏季休養訓練として保養概念が広がっていった。太平洋戦争直前以降、保養生活を送ることは、安静な日常を送り心身の摂生に努めつつ、回復して早期に日常の業務に服することを含意する傾向を帯びるにいたった。この傾向は、戦後の労働福祉の中での福利厚生と観光政策に連動した戦後の保養概念と連続している。こうした保養概念の解釈の変遷は、近代日本社会が人々の健康と障害・疾患との往還をどのように定義したかを明瞭に示している。

ABSTRACT

Hoyo (recuperation) is one of the most often used concepts in the development of health care and public health in modern Japan. It has continuously served a certain function in society to alleviate chronic diseases and disabilities by encouraging recovery and supporting a return to daily life through physical and mental regimen. The concept of Hoyo (recuperation) as an ideology originated in ancient China and became popular as a concept almost synonymous with Yojo (nourishing vitality). However, when comparing “hoyo” to “yojo,” the concept of “hoyo” has already emerged in the early modern period to refer to the regimen of the child and aged peoples, rather than the regimen of those who are vigorous and active.

In modern Japan, the concept of “hoyo” spread to situations where patients with chronic illnesses such as tuberculosis, mental illness, and Hansen’s disease were treated, as well as summer recess training for the education of sick and weak children in school health care. Since just before the Pacific War, the concept of living a life of recuperation has tended to imply a restful daily life, working to regenerate the body and mind, and then recovering and returning to daily duties as soon as possible. This trend is consistent with the concept of recuperation of post-war linked to labor welfare policies and tourism policies. These changes in the interpretation of the concept of recuperation clearly show how modern Japanese society has influenced the transition between people’s health and disability/disease.

問題の設定と背景

公衆衛生学や学校保健学の思想的な変遷を検討することを試みると、しばしば目にするのは「保養」という概念である。後述するように、極東文化圏における無病長生をめざした生命思想である養生思想においても「保養」という概念が養生の類縁概念として用いられてきたし、日本の養生思想においても保養は養生とはほぼ同義の概念として広く論じられた。

近代以降においても保養は病後の摂生や心身の休養の意を含みつつ、さらに広汎かつ日常的な用語として一般化した。特に障害史の観点からみると、これも後述するように学校衛生の領域や公衆衛生の領域において病弱児・病弱者、とりわけ結核などの慢性疾患罹患者における心身の状態を改良・増進する概念として多岐にわたって論じられ、また精神障害者の療養を形容する概念としても知られるところとなっていた。

以上のような状況は、いうまでもなく文脈的な多様性はあるにしても、心身を保護・摂生し、よりよい状態と形成していく指向性を含む内包としてほぼ共通していたといえる。ところがこうした保養概念の一般化とともに、保養概念の解釈と普及は、それまでとは異なった局面をみせる。それは、むしろ現代ではそのように解されることが多い「心身の慰安と愉楽」として保養観の普及である。それは、第2次世界大戦後に広まった労働福祉思想のもとで官公庁や自治体、企業の福利厚生施設の呼称としての保養所の名称や観光政策の過程で政策的に誘導された「保養地」構想など日本の労働福祉、観光政策の中で頻繁に登場する概念となった。

さらにやや特異な例として、2011年に発生した東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所事故にともなう避難民、とりわけ子どもたちの心身を被災地から避難させ、のびのびと自然に触れて心身を休めるとともに活力を還元させる活動を「保養」と称する活動を挙げることができる。これは戦前の保養概念が含んでいた心身の保護・摂生の内包のうち、保護の要素を継受しつつ、戦後の心身の慰安・愉楽と危機回避を含んだ新たな保養の解釈である。

なお、本稿の前提となる先行的知見として、中村治が精神医療における療養施設の変遷を考察する過程で「養生所」「療養所」と呼称されていた精神科療養施設が医療と健康観における近代化の過程で「保養」という概念が選択されていったことを施設処遇における健康増進活動への接近とあわせて考察していることは本稿での問題意識を重なり、学ぶ点が多い⁽¹⁾。また、趙菁は、養生文化との比較の中で、保養の歴史的変遷と現代的意義を概説している⁽²⁾。

筆者の研究的関心は、こうした「保養」概念が有する多義性は、その使用された時代における人々に対する心身への「時代の意志」ともいべき社会性を示すものであり、その社会的意志の象徴としての保養概念が人々の心身や健康、疾患、傷害といった概念に関する認識を規定していったのではないかという仮説である。

本稿は、そうした時代の社会的意識の反映としての「保養」を、それぞれの時代に即して分析を深める橋頭堡として、通時代的な「保養」概念の形成と展開を総論的に素描することを目的とする。

1. 保養という概念と思想

1) 「保養」概念の起原

「保養」という漢語の成立は、紀元100年前後の中国においてすでに使用されていた。和帝永元12年(100年)成立の後漢の許慎(58年?~147年?)の編とされる漢字典『説文解字』には、「保、養也(保は養なり)」とある。すなわち「保」は「養」と同義と解釈されている。「保」も「養」も幼い者や動物などはぐくみ育てる意をもつ字として通用していった。

漢籍において「保養」の最も古いと思われる用例は以下の通りである。

(1) 『漢書』

後漢章帝の代に班固(32年~92年)、その妹である班昭(45年?~117年?)らによって編纂された前漢の事績を記した歴史書『漢書』の「食貨志 下」には、「作貨布六年後、匈奴侵寇甚、莽大募天下囚徒人奴、名曰猪突豨勇、壹切稅吏民、訾三十而取一。又令公卿以下至郡縣黃綬吏、皆保養軍馬、吏盡復以與民。」⁽³⁾とある。この文脈では「軍馬」すなわち動物

を飼育する意で用いられている。

同じく『漢書』「魏相丙吉伝」には次のようにある。

「丙吉字少卿、魯國人也。治律令、為魯獄史。積功勞、稍遷至廷尉右監。坐法失官、歸為州從事。武帝末、巫蠱事起、吉以故廷尉監徵、詔治巫蠱郡邸獄。時宣帝生數月、以皇曾孫坐衛太子事繫、吉見而憐之。又心知太子無事實、重哀曾孫無辜、吉擇謹厚女徒、令保養曾孫、置閑燥處。吉治巫蠱事、連歲不決。後元二年、武帝疾、往來長楊、五柞宮、望氣者言長安獄中有天子氣、於是上遣使者分條中都官詔獄繫者、亡輕重一切皆殺之。內謁者令郭穰夜到郡邸獄、吉閉門拒使者不納、曰、皇曾孫在。他人亡辜死者猶不可、況親曾孫乎。相守至天明不得入、穰還以聞、因劾奏吉。武帝亦寤、曰、天使之也。因赦天下。郡邸獄繫者獨賴吉得生、恩及四海矣。曾孫病、幾不全者數焉、吉數敕保養乳母加致醫藥、視遇甚有恩惠、以私財物給其衣食。」⁽⁴⁾

ここでは、皇曾孫、すなわち後の宣帝（劉病已：BC91年～BC48年）が「巫蠱の禍」によって生まれたばかりであり罪なきにもかかわらず難を被ったことを哀れみ、後の名丞相となる丙吉（？～BC55年）が女子受刑者をして養育した故事を記しており、文脈から年少の者を慈しんで扶養する意を示している。

(2) 『後漢書』（5世紀成立）「王武十王列伝」

次いで范曄（398年～445年）が編纂した『後漢書』の「光武十王列伝」には、

「明年、英至丹陽、自殺。立三十三年、國除。詔遣光祿大夫持節弔祠、贈賻如法、加賜列侯印綬、以諸侯禮葬於涇。遣中黃門占護其妻子。悉出楚官屬無辭語者。制詔許太后曰、國家始聞楚事、幸其不然。既知審實、懷用悼灼、庶欲宥全王身、令保卒天年、而王不念顧太后、竟不自免。此天命也、無可奈何。太后其保養幼弱、勉強飲食。諸許願王富貴、人情也。已詔有司、出其有謀者、令安田宅。於是封燕廣為折姦侯。楚獄遂至累年、其辭語相連、自京師親戚諸侯州郡豪桀及考案吏、阿附相陷、坐死徙者以千數。」⁽⁵⁾

この文脈において、光武帝の三男劉英（？～71年：明帝の異母兄）が反乱を企てて、楚王の地位を褫奪され、後に自死した際に、明帝は劉英の母である許

太后、遣った幼少の者に飲食を供して扶養せよと詔した。

また、「楊震伝」においても、「永寧元年、代劉愷為司徒。明年、鄧太后崩、內寵始橫。安帝乳母王聖、因保養之勤、緣恩放恣。」⁽⁶⁾とあり、この文脈においても幼少の者を扶養する意を含んでいる。

このように中国において保養の概念が成立したとみられる時期の内包は、いわゆる保健・衛生概念としての使用が、動物や幼少者など成人した人々よりは弱いとみなされる者を扶養し生育させることとして理解されていたとみることができる。

2) 日本における保養概念の受容と変容

その後、日本に「保養」概念が到来した時期は明確ではないが、平安前期以降における養生思想の日本への移入とともに類縁の概念として、徐々に浸透していったとみられる。後述のように織豊末期から近世後期までの養生論では、「保養」はほぼ養生と同義の概念として用いられていた。その後、近代にいたると明治20年代には早くもいくつかの文献で養生とは異なる意味で「保養」の概念が使用されるようになり、病弱児の保護や結核、ハンセン病、精神疾患患者の療養を表わす概念として、また、傷痍軍人の療養・社会復帰の概念として用いられるようになった。そして、これも後述するように戦後は観光政策とも連動しながら温泉などの観光資源と関係づけられレジャーの一環としてのとらえ方が主流になっている。

このように「保養」概念の使われ方には、興味深い特徴がある。心身の摂生（すなわち養生）としての意味から、休養・療養という生活様式の変更を含む意味へ、そしてそこに楽しみや慰安を含み意味へと転化していく点である。

ある程度まとまった経緯に先行して、包括的に「保養」の語義を系統化すると以下のようにとらえることができる。

- ①養い育てること：保育と同義に用いられる。古代中国における用例「幼者保養」など
- ②養生と同義に用いられている：例として「身體ノ保養」「感覚器の保養」
- ③療養の意味で用いられている場合：特に結核、

ハンセン氏病、精神疾患などの療養や傷痍軍人のリハビリテーションなどをその内容とする。

- ④養い保つこと：ドイツ語の Erholung の訳語として用いられている場合、休養する：次記⑤と関連する。さらに虚弱・病弱の年少者を撰生や転地、身体活動を通して日常生活・学校生活に積極的に復帰させることを含むようになる。
- ⑤補給と休養を合わせた概念：軍隊の保養
- ⑥高齢者を扶養すること：「老親の保養」
- ⑦慰め、憩い、楽しむこと→前記④からの展開として温泉地などで静養すること：国民保養温泉地
- ⑧東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所事故による放射線被曝からの避難生活において被曝の懸念から解放されて避難の過程で失われた経験を補い、あわせて放射線の懸念のない自然環境の中で心身を再生させること：今日的な危機の中で心身を危険から回避しつつ、活性を取り戻すキャンプや自然体験など

この多義的な用法の背景にある「保養」の思想的文脈をどのように読解するべきか。養い育てる、養生するといった生成論的概念から現代的な解釈としての慰安や積極的休養を意味する概念への転成の過程において、病や障害の療養と生活への復帰という生産的体への指向性が胚胎する機序をみることができる。これを身体の私事性から社会性への転軸と解釈すると、社会が病や障害をどのような現象としてとらえようとしたか、少なくとも人々とらえるように仕向けたかを見いだすことができはしまいか。

このような観点から、日本における保養という概念とそこにまつわる思想的集塊を探索してみることにする。

2. 前近代期における思想的文脈の中での「保養」

1) 江戸前期の養生思想における「保養」

さきにみた「保養」の概念的系譜において、最も意味が近く、互換性のある概念は養生である。これらすでに中国思想における保養概念にもみられたことであるが、江戸前期以降にそれは明確にみることができる。

比較的早く「保養」概念を用いた文献として、馬

場幽閑『食物和解大成』（1698年：元禄11年）をみるることができる。同書は序に「保養食物大成」とあり、内容は食物の能毒が主体であるが、導引や灸治の記述もあり、ほぼ養生論として構成されている。

さらに、歴史的に最も著名な養生論ともいえる貝原益軒（1630年～1714年）の『養生訓』（1713年：正徳3年）でも巻第一「総論上」において「身つよく長命に生れ付たる人も、養生の術なければ早世す。虚弱にて短命なるべきと見ゆる人も、保養よくすれば命長し。」⁽⁷⁾、巻第三「飲食上」に「是を以（て）養生の道は先脾胃を調るを要とす。脾胃を調るは、人身第一の保養也。」⁽⁸⁾と記して、保養と養生とをほぼ同義として用いている。ただし、巻数がすすむにつれて、同じ養生と同義に用いられていく文脈にいくぶん変化が生じている。すなわち巻第四「飲食下」の「慎色欲」においては、「老人は、ことに脾胃の真気を保養すべし。補薬のちからをたのむべからず。」⁽⁹⁾とあり、巻第五「五官」においては、「入門（「註：医学入門」）曰、導引の法は保養中の一事也」⁽¹⁰⁾とあり、これもまた養生と同義と考えることができるが、同書巻八「養老」において、「老人の保養は常に元気ををしみて、へらすべからず。氣息をを静かにして、あらくすべからず。」⁽¹¹⁾とあり、また同巻の「育幼」においては、「小児を保養する法は、香月牛山医士のあらはせる育草に詳に記せり。考みるべし。故に今ここに略せり。」⁽¹²⁾と記されている。これら、益軒の『養生訓』全体の中での「保養」概念の使用を閲するに、保養と養生とを同義として解してはいるものの、文脈から判断すると、幼少者や高齢者の養生を特に「保養」と称しており、壮年の養生と相対的に区別している形跡をみることができる。この点からみると、益軒の「保養」理解は、どちらかといえば生命力が十分でない状態をできるかぎり損なわずに継続させることに重点をおいていたものとみることができる。益軒が何らかの外的賦活要因を体内に入れて養生することを「補養」という概念で説明していることを勘案すると、益軒における「保養」は本源的な生命力を損じないように養生することを指していたと考えられる。

さらに、益軒も称揚した『小児必用養草』を表わした香月牛山（啓益：1656年～1740年）の『老人必

用養草』(1716年：正徳6年)でも、ほぼ「保養」と「養生」を同義ととらえて以下のように論述がなされている。

「人の子となりては常に其身持をよく慎み**保養**して、病のなきやうにして父母の心をやすんぜしむべきなり 又其老父母につかうまつるには、常に飲食衣服居所に至るまで萬に心をつけて、老をやしなふわざを知るべし、こゝをもて、周礼に六養といふ事を説給ふに、養老をそのひとつに定め置れしなり、又人の親となりても常にその身を**保養**し、病なくしてその天年をたもつ事をするべし」⁽¹³⁾

「人わかき時は血気さかんに元気つきよへ、**保養**の術にうとく、私慾を恣にすといへども、おほくは妨なきに似たり、四十に至る比ほひよりつとめて**保養**せざればたちまち病を生じ、元気をそこなひ其身を失ふなり」⁽¹⁴⁾

この他にも、同書は「保養」の語がほぼ養生と同義として頻繁に用いられ、「四時の**保養**の説」「七情**保養**の説」「形体**保養**の説」など一貫して心身の摂生を「保養」と表現している。

これらの諸記述からみて、近世前期の養生思想の中では、保養はほぼ養生と同義に用いられていたものの、相対的に身体的弱者(幼年者や高齢者)の消極的養生(本源的生命力である「元気」を損なわないように生活する)ことにその意義をもとめていた論跡をみることができる。

2) 江戸後期の養生思想における「保養」

近世後期の養生思想においても、基本的に保養は養生と同義とみることができるが、近世前期と同様にいくぶんその理解は身体的弱者の養生に近い解釈がなされている。享保の頃の人とみられる三宅建治の『居家保養記』(推定江戸後期)には、「壮年の比、虚勞勞咳の病症は、皆情欲を遂げず、氣鬱する故の病なり、此の症あらば、早くその理を暁して、**保養**せしむべし、薬剤を以て保養するとも、その念慮熾にして止まざる時は、その効なし、すべて今治世の人、情欲盛にして、病を發し死に至るもの多し、姪欲最も制難くして、行義を誤るのみにあらず、保養の道にも反きて、天年を縮むるなり、」⁽¹⁵⁾とあり、ほ

ぼ「養生」と同義で用いているものの、「大凡人の病あるは、連々に相催せるなり。人病むべきのきざしを覚えなば、尤**保養**すべし。」⁽¹⁶⁾と、病の発症が萌している段階での養生を「保養」と称していることを窺わせている。また、三宅が1731年(享保16年)に刊行した日常生活指南書『日本居家秘用』巻十一の「看病」の項にも、「温泉には病ある人にあらずばかりしく浴すべからず、ことに温湯にいらて虚憊せば病にしたがひ薬及飲食にて**保養**すべし」⁽¹⁷⁾、「またその病に應ずると応ぜざるとはかの温泉の性によれるなり すべて針薬験なき難治の症を湯治を重てよく**保養**すれば効あることのおほし」⁽¹⁸⁾と、しばしば療養と類似の概念として「保養」の語を用いている。これらの記述は、保養がこの時期においてもほぼ養生と同義として用いられていたことを窺わせるものであると同時に、養生の類縁概念でありながらも、やはり相対的に虚弱者の養生に焦点化した用法に絞られているようにみることができる。

さらに、やや趣の異なるところでは、二宮尊徳(1787年～1856年)が著わしたとされる『身命保養自然談』(1845年：弘化元年)には、

「今爰に独りの人民あり、呼吸して身命を保つといへ供、一息づゝ呼吸するより先なるはなく順なるはなし、呼く息重て息する事能はず、吸う息重て息する事能はず、若不得止して呼く息より呼く息重て息する時は、果して身命保ち難く、又吸う息吸う息重て息する時は、果して身体保ち難く、死亡する事人皆銘々疑ひなし、人生れてより今日只今に至る迄、寿命の長短生亡之遲速ありといへども、一息づゝ呼吸するより先なるはなく順なるはなし是天理自然なりとしるべし」⁽¹⁹⁾

と記されており、身命を保つ法は常に呼吸するよう、無理なく日々を過ごすことが「天理自然」であるとしている。ここから推察されることは、尊徳の考える保養とは無理なく自然に日々を呼吸するがごとく生きることであり、益軒が考えていた保養の概念と近い位置にあるとみてよい。

3. 近代日本の思想的文脈の中での「保養」

1) 衛生＝保養論

近代以降の「保養」に関しても、幕末期から明治初期までの用法は、基本的には近世紀と同様に養生や明治以降に多用されるようになる「衛生」とほぼ同義の概念として用いられている。

例えば、武藤一明『簡明述義 視器の保養』（1888年）では、以下のように保養概念を用いている。

「世人ハ衛生上の智識に暗く、就中視器の保養に注意を傾くるもの尠ふして、意外の災害に罹ることの多きハ今日一般の通弊にして、予輩の慨嘆して措かさるところなり。其適々衛生に心掛けて眼の養生を試むるものあるも、大概保養の方法に暗く原理に明らかならざるが故に、其為すところ見戯に類し、却て視器の健康を傷ぶり病を重ぬるに過ぎざるハ大いに惜むべきことなり」⁽²⁰⁾

また、横尾三平『兵要指南』においても、「衛生保養」の項目を設け、「(前略) 故ニ必シモ衛生保養ノ必要ナルコト忽セニスヘカラス 衛生保養トハ健康ヲ保チ疾病ヲ予防スルモノニシテ所謂延命術ト云フモ敢テ過言ニアラザルナリ」⁽²¹⁾と述べ、近世期における養生と保養を同義にとらえたことと対比すれば、明治期においては養生から衛生への漸進的な概念移行にともなって衛生と保養とを同義に解する傾向がみられるようになってきている。

ただし、明治後期の比較的平易な養生論として代表的な著作である東京府北豊島郡三河島の医師であった月永豊三郎が編述した『養生新編』（1897年）には、「身体摂生トハ使用セル筋肉其他ノ諸器ヲ休息シテ保養スルヲ云フ 保養即チ体ノ休息トハ何ゾヤ其字義ノ如ク筋肉ヲ勞セズシテ五官器ヲ休メ即チ睡眠スルヲ云フナリ」⁽²²⁾とあるように、保養とは筋肉の運動を抑えて感覚器の作用を休めて休息することにあると明言している。

この月永による記述は、保養を前近代と同様に「養生」「摂生」の範疇において論じつつも、貝原益軒や香月牛山のように導引や形体保養といった適度な使役を含む概念とは区別される、ほぼ完全な休養

の意義を含めている。この変化は、明治後期から大正期にかけて広く論じられる「保養」概念が、「休養」「療養」としての保養、すなわち Erholung の意味を含むようになってきていることを示唆している。

2) 休養・療養としての保養

前項でみた明治後期から大正期にかけての休養・療養としての保養はどのように論じられたか。そのほとんどは、結核、ハンセン氏病、精神疾患、戦傷者など長期にわたり療養する必要がある疾患の罹患者を「収容」し、その回復や隔離生活を営ませることを意味する概念として多用された。

その時期の保養を休養・療養として理解してその普及を試みた例として、内務省技官で後に東洋大学教授を務める氏原佐蔵（1884年～1931年：氏原佐蔵は内務省衛生局技師、後に東洋大学教授。他の主著に『民族衛生学』（1914年）、玉川学園の分校湘南学園の設立に尽力した。）の『結核と社会問題』（1914年）には次のように記されている。

「学校に於ける結核予防 林間保養所 Wald-erholungsstätte とは都市より甚しく遠隔せざる土地にして森林を以て圍繞せる所に小屋掛又はバラック式宿舎を設け此所に於て学校放課後の児童を日没までに至るまでか又は引続き夜間も宿泊せしめ看護保養をなさしむる所なり。」⁽²³⁾

ここでは、ドイツですでに普及していた Erholung、すなわち自然の中での休養運動に触れて、心身の看護を受けつつ休養することを「保養」と認識していたことが示されている。この点については、学校衛生における保養概念との関連で次項において再述する。

なお、同時期の結核専門医で、鎌倉の結核療養所「額田保養院」の創設者として知られ、後に帝国女子医学専門学校（現：東邦大学）の共同創立者であり、日本大学医学部医学科の初代医学科長にもなった額田豊（1877年～1972年）は、その一般向けの著書『病弱を転じて健康へ：結核の予防と最新療養法』（1918年）において、当時の国民保健上の最大の関心事であった結核の療養に関して、次のように述べている。

「結核に罹らぬ用心の一つとして、尚病後の保養を十分にすることが必要であります。此事は、(中略) 強練法の一部とも言い得ますが、少し

異なるところもありますから、茲に別項目として説明をして置きます。

世人は病後の保養と云ふ事に余り注意を払ひませぬ。(中略)私は病気を大切にすると同様に病後の保養をも大切にせられんことを希望するものであります。否な病気を治すよりも病後の保養に重きを置かせたいのであります。すべて病後は十二分に体力を恢復する迄は、平生通りの生活をせず、労働の如き総てを控目にし、調節をし乍ら労働に従事し、無理をせぬやうにして静かに体力の恢復を俟たれん(下線部：筆者)ことを希望します。中流以上の人としては、病後は成るべく転地などをして十二分の恢復の後に平常の任務に就くやうにし、又た中流以下の労働者にありても、病後少しの間は休息し、再び労働に従事するも最初は半人前、三分の二人前と働き、漸次以前通りの一人前に働くことにされたいものであります。

病後の保養を忽かせにしたために結核に罹つたといふ例は甚だ少くありません。殊に工場に労働する職工に於て其例を見ること最も多いのであります。

身体の弱点に附込まれないやうに病後の保養に注意するといふ事も、亦結核に罹らぬ用心として重大な意義のあること、考へます。私は単に結核患者の為めのみではなく、一般病氣保養所として転地療養所の今少し発達せんことを希望するものであります。』⁽²⁴⁾

額田のこの記述は、前項でみたような明治30年代に明らかになってくる消極的摂生の概念としての「保養」が、さらに明確に消極的な摂生・静養による体力の漸次回復という内包を形成していることを明らかにしている。

4. 積極的保健活動としての「保養」

1) フェリーニコロニーの登場

大正中期以降に明確になっていた消極的な摂生・静養としての「保養」概念が、その方向とは異なる変化をしはじめるのは、実は同時並行的に、明治後期から大正期において萌している。それは、教育の

領域、特に学校衛生の分野で展開されていく。

その代表的な例は「休暇聚落」活動、後に林間学校や臨海学校として展開される野外教育活動である。それはドイツから移入された「フェリーニコロニー」⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾として普及されていく。ドイツ語のフェリーニコロニー (Ferienkolonie) を日本語で直訳すると「休暇聚落」となる。これは長期休暇中に病弱児童や虚弱児童を自然に恵まれた土地へと引率して数週間の生活を送らせることにより、身体的虚弱を克服し、健康増進を図る営みを指す。ヨーロッパの教育社会では、19世紀の中頃から盛んに行われるようになったとされている。

フェリーニコロニーを日本に紹介した集団は、学校衛生研究者である。フェリーニコロニーが日本に初めて紹介されたのは、比較的早く、1888年(明治21年)のこととされる。当時ベルリンに留学していた第一高等中学医学部教授であった瀬川昌耆(1856年～1920年：瀬川小児病院初代院長)が、当時の文部次官で大日本教育会会長であった辻新次(1842年～1915年)に宛てたドイツの学校衛生事情を報告した経過中に言及されたことがその初例とされている⁽²⁷⁾。その後は、しばしば学校衛生の概論書において、フェリーニコロニーの動向や意義が紹介されるようになっていく。実践的な初例としては、1896年(明治29年)に帝国大学医科大学を卒業して東京市神田区で小児科医として活躍していた小原頼之(?～1908年)が東京市の精華学校(設立者で校長は文部省視学官、東京高等商業学校長を歴任した寺田勇吉：1853年～1921年)の児童に対して鎌倉において実施した「転地修養会」の例が知られているが⁽²⁸⁾、これは特に病虚弱児を選んで実施したものではなく、病虚弱児を対象としたフェリーニコロニーとしての休暇聚落活動は、香川県高松市立四番丁小学校において1912年(大正元年)8月に同市内の栗林公園において実施された「避暑保養所」とであるとされる⁽²⁹⁾。この「フェリーニコロニー運動」ともいべき学校衛生活動は、やがて病虚弱児教育の主要な学校外教育活動として、「避暑保養所」「夏季保養団」「夏季林間学校」「林間聚落」「夏期休養団」「転地修養会」などさまざまな名称によって普及が図られていく。このフェリーニコロニーを参酌した学校における集

团的保養活動においては、明治後期から大正初期において展開されていた「平生通りの生活をせず、労働の如き総てを控目にして、調節をし乍ら労働に従事し、無理をせぬやうにして静かに体力の快復を俟つ（額田豊）といった消極的摂生としての「保養」概念とは趣を異にする内包が萌しつつあった。

学校衛生活動として展開が図られた児童生徒の「集団保養」は、虚弱・病弱であるという状態を克服すべきものとしてとらえることを理論的前提としていた。そして、そうした消極的属性とみなされた状態を、教育的手段としての「鍛錬」によって改善しようと考へ、それが「保養」の本質であると解釈するようになっていく。それは前述した額田の論にみられるような「保養」が、社会的参加を留保した前提で摂生に努めることを内包とする概念から、一定の鍛錬によって体力を復活させ社会へ参加させるという思考によって再編されていくことを意味している。

この学校衛生としての「集団保養」を構成する具体的活動は、「深呼吸」「冷水摩擦」「静坐」「歯みがき訓練」「矯正医療体操（脊柱側弯症対策、偏平足対策）」「日焼け」など静的活動とともに動的活動が取り入れられ、従来の額田豊の言説に象徴されるような消極的「保養」にとどまらない「積極的保健」の様相を含むものになっている。文部省学校衛生課も日本で展開されるようになっていく夏季保養運動について「欧米のそれに比し施設の内容、組織の方法等に於て、教育的指導のより濃厚に加はってゐるのが頗る興味のある点」⁽³⁰⁾（『学校衛生』第5巻8号）であると述べている。医師であるとともに歌人として著名であり、昭和10年代の学校衛生において一定の理論的主導者であった岡田道一（1889年～1980年：東京市衛生技師）は、この学校における集団保養を「衛生的教練」と形容している⁽³¹⁾。

こうした活動はやがて全国に波及し、さらに文部省学校衛生課と深い関連をもちながら民間において学校衛生を啓発する団体として活動していた帝国学校衛生会では、昭和期に入り、長野県の下追分、菅平、北山の3か所に「高原保養学園」を開設し、さらに「海浜保養」として臨海地での虚弱児・病弱児の保養活動を展開する⁽³²⁾。これが、都市の新中間層子弟の運動不足や学習過多の状況を改善するために

活動としても評価されるようになり、戦後の学校行事としての「林間学校」「臨海学校」へと展開していくことになる。

なお、概念の解釈の点で付言すると、1941年（昭和16年）に刊行された『新編学校衛生』においては、「身体虚弱児童の養護」の項で、「身体虚弱児童」を「健康児」と「病弱児」の中間に位置する者としてとらえ、「十分なる休養を与へるとともに、日光や新鮮なる空気の利用、牛乳・肝油その他による栄養の補給、人工太陽燈の照射、空気イオン浴などの施設によって衛生養護の完璧を期する」⁽³³⁾べきであるとし、それを「保健養護」としてとらえている。この限りでの「保養」概念は、積極的な衛生的教練を含む「保健」と消極的休養や摂生を意味する「養護」の統合的な概念として「保養」をとらえている。

また、この時期には、厚生省技官で第2次世界大戦後に厚生省の初代母子衛生課長に就任する瀬木三雄（1908年～1982年：後に東北大学医学部公衆衛生学教室初代教授、のちに瀬木学園を設立し、愛知みずほ大学学長、母子健康手帳の生みの親とされる。）は、大戦期のナチスドイツの保健衛生政策を紹介した『ドイツの健民政策と母子保護事業』（1944年）において、ナチスドイツの主要な保健衛生政策推進主体であったナチス国民厚生団（Nationalsozialistische Volkswohlfahrt：NSV）を中心とした保健衛生事業の中で、特に母子保健・母子福祉の政策を中心に多くの「保養」事業が行われたことを紹介している⁽³⁴⁾。ナチスドイツの保健政策は、大戦期日本でも部分的に情報を取得して一定の研究が行われていた。瀬木のような厚生官僚が戦後初期における日本の保健医療政策の素描をしたことから、ナチスドイツの保健衛生政策における保養の概念は、間接的に戦後日本の保養思想に影響をあたえたことが考えられるが、この点については他日を期したい。

2) 教員保養所における保養観

教育におけるもう一つの「保養」概念の系譜は、教員保養所の設置に象徴される「教員保養」の概念である。昭和10年代に入ると、各府県では、県下の教員で長期療養を必要とする教員（小学校訓導）のために療養・休養のための施設を設け、これを「保

養所」と称するようになる。1938（昭和13）年5月11日に文部省は訓令第11号「教員保養所創設並ニ經常費補助規程」を發し、北海道および各府県に対して「地方長官ハ宜シク地方ノ情況ニ応シテ教員保養所ノ設立ヲ図リ以テ小学校教員ノ健康ヲ保全シ児童ノ衛生養護ヲ完ウスルニ遺憾ナキヲキセラルヘシ」として、各地方庁における教員保養所の設置を促した。さらに1940（昭和15）年12月に政府は「教員保養所令」を公布し、「教員の健康を保全し、もつて児童衛生の完璧を期するは、国民教育上喫緊の要務である」との観点から、「国民学校職員にして保健上特に保養の必要ありと認める者」を対象とした教員保養所を制度化した。この教員保養所令が公布された1940年は、国民体力法が公布された年であり、この国民体力法の主たる目的は結核予防のための検査の充実とツベルクリン反応検査の普及であった。この教員保養所の設立が「喫緊の課題」とされた背景には、小学校訓導を中心とした結核の蔓延である⁽³⁵⁾。大正期以降に工場女子労働者（石原修「衛生学上ヨリ見タル女工之現況」（1914年）⁽³⁶⁾）でその存在が広く知られるようになり、大正5年の「工場法」制定につながる）や徴兵された兵士の中で結核が蔓延し、次いで感染が蔓延したのが小学校訓導を中心とする初等教育の教員であった。

大正期を通じた教員の死亡の約3分の1が結核によると推定される中で、小学校教員の低所得による栄養状態の低下が罹患に拍車をかけたとされる。1939（昭和14）年に文部省大臣官房体育課から発行された『全国教員保養所設置概要』（文部省大臣官房体育課）⁽³⁷⁾においても、その「緒言」において「凡そ教員の健康保全に関する方途は多々あるべく各般の施設を必要とするものであつて、（中略）現下其の施設の緊要にして急務と認めらるるは在職者に対する疾病の早期診断を励行し、其の結果発見せられたる結核性罹病者に対し安んじて早期保養の実を挙げしむるに在りて、小学校教員保養所の設立は斯かる要求を充たさんとする唯一の具体的方策といふべきである。」⁽³⁸⁾と示しており、その対象が小学校教員であることを明らかにしている。

政府は、教員から児童へと結核感染が拡大することを予防するために、結核に罹患した教員を療養さ

せ、教育現場への復帰を促すことを政策化する必要に迫られていた。それは日中戦争の長期化や日米関係の悪化の中で、健康な青壮年の教員が徴兵の対象となることが想定される時勢において、病弱とはいえ男性の教員が教育現場に復帰することが必要であると考えられたからである。

そこで、北海道および各府県は、それぞれ「教員保養所」を設け、初期の病期にある結核罹患者を中心とした教員の有疾患者を保養させることにより、児童生徒への感染の危険を回避するとともに、職場復帰を促すことを図ったのである。この初期の病期にある結核患者である小学校教員を入所させる点に「教員保養所」の一つの特徴があり、さらに言えばこの限りでの「保養」概念の特質が含意されている。前掲の『全国教員保養所設置概要』において収録されている「宮城県教員保養所概要」には、教員保養所が内包している「保養」概念の特徴がよく示されている。

「収容者は何れも国家社会の指導地位に在る者のみでありますから、最新の医科学的施術を加ふるは勿論絶えず衛生知識の涵養を図り保健生活の実践を営ましめ更に各自の身体的状況に応じ花卉、園芸、家育の飼育、管理をも綿密なる注意の下に之を行はしむる等の方法により及ぶ限りの短時日を以て健康の恢復増進を期するものであります。」⁽³⁹⁾

「要するに本保養所は県下小学校教員中所謂要養護とも称すべき者即ち保健上留意すべき現状に在り其の儘教職の劇務に置く時は遂に真性患者となるべき者を早期に発見し之を収容保養せしめ、最新の医療と生活改善とに依り健康の保持増進を図り再び職責を全うせしめんとするものであります。従て退所帰任の上は自ら得たる体験と識見とに依り其の校の健康教育の指導者として活躍し得る手腕力量が自然に養はるゝわけであります。」⁽⁴⁰⁾

この記述から明らかな点は、①保養所の入所対象者は、初期の結核罹患者たる小学校教員であり。真性患者すなわち中・晩期の患者は対象とされていなかった ②ここでの保養は単に疾患療養の観点のみならず、そこでの療養生活を通して健康教育の指導

者たる経験と識見を養い現職に復帰することが期待されたことである。

同様の視点は、同じく所収されている「石川県立教員保養所概要」にもより明瞭に示されている。ここでは、

「文部省及び県の規程に定められた通り、「教員保養所ハ、教員ニシテ保健上必要アル者ヲ保養セシムル所」であつて、保養に依り健康を恢復増進して、一層その職に精励せしめん事を目標としてゐる。従つて、教員保養所は、恢復の見込少き所謂重症患者を収容療養せしめんとするものではなく、之に入所せしむべきは、健康不十分にして障碍の虞ある者及健康を障碍しつゝあるも保養により容易に恢復の見込ある者である。而して、教員保養所に於ては、是等の人々の健康の恢復に必要なる診療をなすと共に、更に進んで衛生知識の涵養、衛生生活の訓練等保健衛生に関する素養を高めしむべき諸施設をなし、以て将来その健康を保持増進し、児童生徒の衛生養護の徹底を期し、教員全般に亘り優秀なる教員として活動せしめんとするものである」⁽⁴¹⁾とされている。ここで教員保養所の目的は回復の見込みがない重症患者を収容・療養させることではなく、回復の見込みある者を入所させて、健康を回復せしめ再び職務に精励させることを目的としている点で、その保養観が健康の日常性への回帰にある点でフェリーニコロニー運動が内包していた「保健養護」としての「保養」に近似したものであるとみることができる。

なお、この『全国教員保養所設置概要』の中で紹介されている各教員保養所における保養の内容は、適正に管理された日常生活と健康管理、そして何よりも安静とその安静を基本とした上での園芸や小動物の飼育であり、同じ「保養」の概念で形容された虚弱児・病弱児の「集団保養」のような鍛錬を方法とする積極的・動的保養活動はなく、概して静的な活動であった。

こうしたことから推考すると、大正末期から昭和10年代にかけて教育領域や学校衛生領域で語られていた「保養」の概念には、一方である種の鍛錬主義的な身体活動を含む動的内容を含む内包と、いま一

方ではもっぱら生命力の回復と健康の増進を静的な休養によって実現しようとする静養主義内包とが共存している状況であったと考えられる。

5. 戦後日本の保養概念

1) 戦後初期の「保養」の位相

近世期から明治維新期を経て第2次世界大戦終戦時までの日本における「保養」概念の変遷は、「養生」概念とほぼ同義の身体の摂生を意味する単一の内包から、明治期におけるドイツ語のErholungの移入に軌一する休養を主体とした消極的身体保護の内包を含むようになり、さらに学校教育・学校衛生・養護教育（病弱教育）における鍛錬主義的活動を含む「衛生的教練」へと分岐していく過程としてとらえることができる。さらに、教員保養所設置の理念にみられるような比較的軽症の病者を労働に復帰させることを企図した解釈がなされていたことは、その後の日本における「保養」概念のとらえ方に興味深い位相を加えることになると考えられる。

終戦後の「保養」も、戦前・戦中期と同様に、慢性疾患（結核、ハンセン氏病、精神疾患）の療養を表象する概念として「保養所」や「保養院」の名称で数多くの医療的機関や療養機関が運営され、そこでは基本的には愛護主義的な消極的摂生と休養という要素を含む保養観が継承されていた。これらの施設におけるその処遇の課題性やそこで繰り広げられた人権をめぐる諸相については、保養概念のより縦深的な理解にあたってきわめて重要ではあるが、その理論的検討には多くの時間を要することと、すでに夥しい文献がその実態を知らせているので、それらについては他日を期すこととし、本稿では言及しない。

ここでは、そうした戦前期から連続した保養概念とは相対的に区別してとらえるべき「保養」の戦後的位相としての観光政策、労働福祉政策の系譜に位置づけられる保養の実相を素描したい。

2) 国民保養温泉地構想と「保養」の観光化

戦後日本の保養概念に大きな影響を与えた社会経済的動向は、保養概念の「観光化」による健康や疾

患、障害といった身体的表象からの相対的離脱である。戦後日本の保養は、戦前期までの形成された愛護主義的な消極的な摂生と休養という要素を含みつつも、戦後の復興期から高度経済成長期に形成される観光政策に誘導された労働福祉概念として転成することになる。その端的な例が「国民保養」の語彙と観光資源としての温泉の積極的活用である。

いうまでもなく、明治から大正にかけて、バルツ (Erwin von Bälz : 1849年~1913年) の主唱によって、近世までの湯治に加えて、まさに保養・休養目的での温泉利用が開始され、皇族による温泉の利用 (伊香保、箱根宮の下、那須など) は、これらの温泉地を上流社会向けの温泉保養地へと変容させ、来日外国人による国内旅行の自由化は、雲仙や別府といった国際的な温泉保養地の形成をうながした。さらに大正から昭和初期にかけては、国内経済の成長にもなって都市中産階級が生まれ、大都市近郊の温泉地はこれらの都市住民の保養や慰安の場となった。しかしながら、これらの社会階層は、日本人全体からみればきわめて少数であり、「国民保養」といった概念で包括できるような一般性を有していたとはいえない。

その状況が戦後まもなく変化しはじめる。1948 (昭和23) 年に「温泉法」が制定され、その第29条において「環境大臣 (制定当時は通商産業大臣) は、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設 (温泉を公共の浴用又は飲用に供する施設、温泉を工業用に利用する施設その他温泉を利用する施設をいう。以下同じ。) の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。」と定め、療養泉であることやこの指定地域を「国民保養温泉地」と呼称するようになった。1954 (昭和29) 年に青森県の酸ヶ湯温泉、栃木県の日光湯元温泉、群馬県の四万温泉が指定されて以降、著名な温泉地が指定を受けることになる。しかしながら、単に観光地として有名であるような温泉地は指定されていないなどその選択基準は別途検討する余地がある。

ここで興味深い点は、1980年代に入って、この国民保養温泉地に指定された温泉地から、さらに特に温泉の保健的利用を促進することが可能な温泉地を、国民保健温泉地として追加指定するようになったこ

とである。そして、さらに1990年代に入ると、国民保養温泉地に指定された温泉地のうち、特に自然とのふれあいや自然の中で安らぐことに適した温泉地を、「ふれあい・やすらぎ温泉地」として追加指定するようになった。

これらの政策的経緯は、保養概念の変遷からみて一考すべき点を有する。それは戦後においてはもはや「保養」は近世期から近代日本の医療、衛生、教育の諸領域で議論されてきた身体的摂生や軽度の健康障害の回復といった内包をもつものではなく、余暇における観光を主体とする休養を広く意味するものであった。であるからこそ、その医学的・保健的意義を含意する場合には別して「保健」の概念を付加し、一方で「保養」に含意される慰安の側面を強調する必要に際しては「やすらぎ」の概念を付加するというように、「保養」の意味はそれ自体の観光化の過程できわめて凡庸な一般化をもたらしたといえる。

3) 労働保健福祉としての「保養」とその解体

さきにみた温泉等の自然資源による保養の観光化は、労働保健福祉政策とも連動して戦後の保養概念の変化に影響をおよぼした。被用者の公的医療保険としての「健康保険制度」においては、その根拠法である健康保険法 (1922年 : 法律第70号) の第150条において、「保健事業及び福祉事業」として、「被保険者及びその被扶養者の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」「保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。」と定め、同法施行規則第155条において、「厚生労働大臣が健康保険組合に対し行うことを命ずることができる事業」として、「一 傷病の予防に関する事業」「二 健康診断に関する事業」「三 療養に関する事業」「四 保養に関する事業」「五 健康の保持に関する事業」と列挙し、「保養事業」が健康保険事業として、保険者が努めるべきものと定めた。

こうした制度構成の中で、高度経済成長期には、

大企業の健康保険組合が労働者の福利厚生のために温泉を中心とした観光地に「保養所」を夥しく開設し、低料金で利用させることにより、観光地の活性化を促した。政府もまた年金積立金還元融資によって自然環境に恵まれた休養適地において国民の誰もが健全なレクリエーションを楽しみつつ健康の増進をはかることを目的とした宿泊休養施設である国民宿舎や国民保養センター（日帰り観光対象）を多く設置した。

また、1961年（昭和36年）には、年金福祉事業団法にもとづき発足した年金福祉事業団によって、当時の大蔵省資金運用部が管理運用し、国の財政投融資の主要財源となっていた厚生年金保険の積立金を資金運用部から長期資金を借り入れ、保険者の保健福祉の増進に貢献するために活用された。これによって被保険者向けの住宅購入資金の貸し付けや民間宅宅、療養施設、厚生福祉施設の設置のための融資が行われるとともに、最終的に全国13か所の「大規模年金保養基地（グリーンピア）」の建設が行われた。その他にも社会保険庁（2009年廃止）の厚生年金健康福祉センター（サンピア）や国民年金健康保養センター、当時の郵政省（現・総務省）の郵便貯金会館（メルパルク）、簡易保険福祉事業団（2003年廃止）による簡易保険保養センター（かんぼの宿）などの公的保養施設が続々と設置され、比較的低額である程度の水準のサービスを提供することから中高年層を中心とした観光的保養の需要を満たすことになった。

ここにいたって、保養は近世期から戦前期までの長きにわたり、それが愛護主義的であるか鍛錬主義的であるかの差はあったにせよ心身の周到な摂生・養生によって健全な生活への復帰を図ることを内包としたものであったことに比して、大きく休養・娯楽としての要素を膨張させることになった。

ところが、1980年代に入り、その系譜は転轍を余儀なくされる。まず、公的保養施設についてみると、その設置主体の特性から税制上優遇されていたことにより、民業圧迫との批判があり、1980年代の第二次臨時行政調査会答申に始まる行政改革により新設が抑制され、さらに、1998年（平成10）の会計検査院による検査報告では、検査対象の公的宿泊施設370

か所のうち180か所が赤字であるとされ、廃止・民営化などの合理化が進められた。その後、郵便貯金会館や簡易保険保養センターなどは小泉内閣がすすめた郵政民営化の流れのなかで民営化され、厚生年金健康福祉センターなどの年金福祉施設も地方自治体や民間などへの売却が行われた。さらに1990年代以降のバブル経済の破綻により、企業の収支の悪化にともない健康保険組合の財政もまた縮小していく中で、企業が有した保養所の少なからぬ数が閉鎖・売却・転用された。こうした動向から、「保養」は、次第に概念としても、思想としても、日本の健康文化、生活文化の中で徐々に忘却されることになっていったと考えられる。

4) 原子力発電所事故と「保養」の連繫

こうした観光的性格の強い「保養」が国民の保健福祉に関する意識の中で希薄化していく過程で、「保養」に再び光を灯す動向が生じている⁽⁴²⁾。それは1986年4月26日に旧ソビエト連邦時代のウクライナ（現・ウクライナ共和国）のチェルノブイリChernobyl'原子力発電所の原子炉爆破火災事故を機に、被災地周辺の、特に子どもたちの保健安全面で行われた避難と休養および健康増進や疾患をもった場合の当該疾患の療養を合わせた転地生活運動を「保養」と呼びならわす活動である。ロシア語では「回復（оздоровление: ozdorovleniye アズドラブレニア）」や「保養（kur: クア）」が原語として用いられている⁽⁴³⁾。これが2011年3月の東日本大震災における福島第一原子力発電所事故にともなう避難民、とりわけ子どもたちの心身を被災地から避難させ、心身の回復を図る活動として参考とされた。

もともと旧ソ連邦では、レーニンの妻であり革命家で教育学者でもあったクルプスカヤ（1869年～1939年）の指導によって英国発祥のボーイスカウトを参考にした、共産主義少年団（ピオネール пионер: /pioneer 開拓者の意）が組織されており、その活動の中で行われた夏季のピオネール・キャンプは、自然の中での活動や鍛錬が行われていた⁽⁴⁴⁾。この活動をもとにしながら、被曝地を離れ、豊かな自然の中で心身の回復を促すことがめざされた。社会主義時代に普及した国民のための種々の保養的施設を活用

してのこのような活動は、思想的な傾向は異なるとはいえ、日本で大正期以降にドイツのフェリーニコロニー運動に影響を受けて展開された児童の保養活動と活動における動機の点からも内容の点からも一定の類同性を示している。

この系譜のもとでの「保養」概念は、近代以降に展開されてきた健康上に課題をもつ者を一定の休養と心身の回復のためにプログラムを提供する点とそれがとりわけ妊婦や年少児道の保護・休養について焦点化を図っている点で、相対的な社会的弱者を保護・扶養するという点で、奇しくも「保養」概念の発祥機序とも共通性を有しており、また保養に相当する概念が通時代的・通文化的に共有する内包を示していることに着目することができる。

小括

以上、一定の紙幅を用いて、「保養」概念がどのように形成され、日本とりわけ近代日本において展開されてきたかを言説レベルでの概観を図ることによって素描した。この過程で認識できる点を以下に示しておきたい。

- (1) 漢語としての「保養」は、生命を化育しそれを健全に保つことを主意としつつ、とりわけ相対的弱者を撫育・助長する概念として成立し、日本には養生論の移入にともなって、近世期には常用的概念として普及していた。
- (2) 近世期の養生論における「保養」は、養生と同義に心身の摂生による無病長生を図る概念として用いられたが、相対的に身体的弱者（幼年者や高齢者）の消極的養生を示す概念として用いられた傾向を認めることができる。
- (3) 明治以降の近代日本においては、前近代期と同様に「養生」と同義で用いられる傾向を示しながら、これもまた同様に消極的な摂生・静養による体力の漸次回復という内包を形成していたが、明治後期に学校教育の領域においてドイツからフェリーニコロニー（Ferienkolonie）の概念と実践が紹介されるにいたり、休養の過程において種々の心身鍛練のためのプログラムが導入され、保養にそれまでの愛護主義的性格に加えて鍛錬主義的側

面が付加されるようになる。また、教員の結核療養においては、軽度の療養者の労働・生活復帰を通じて、その成果を児童生徒への健康教育の範とするような独自の保養解釈がなされていく。

- (4) 第2次世界大戦後の保養概念の理解は、戦前の愛護主義的な消極的摂生と休養という要素を含む保養観を継承しながら、次第に戦後の復興期から高度経済成長期に形成される観光政策に誘導された労働福祉概念として転成することになった。
- (5) 2000年代に入って、危機的な状況から子どもや妊婦など相対的に弱い状態におかれている人々を危険から回避させ、療養や心身の回復を図る営みを「保養」ととらえる動向がひろがりつつある。この動向は観光や労働福祉の範疇における保養理解とは異なる、弱者の生命保護・化育と心身の回復・助長という保養がかつて有していた愛護主義的な心身形成観の復権的理解としてとらえることができる。

今後、本稿での検討をもとにしつつ、本稿冒頭において示した課題、すなわち「保養」概念が通用した時代における人々に対する心身への意思をその社会性と文化性に焦点をあてながらより縦深的に分析を加えることを重ねながら、社会的意思としての「保養」が、人々の心身におよぶ危機をその生においていかに意味づけるものであったかをさらに考究していきたい。

注

- (1) 中村治「養生所から保養所へ——健康観の変化と保養所の戦略——」『精神医学史研究』第17巻2号、日本精神医学史学会、2013年、74-80頁。
- (2) Zhao Jing. Nurturing Life in the Nuclear Pollution Era: Creating Treatment for Nuclear Disasters Based on Yojo Literature from the Edo Period of Japan. *Studies of Language and Culture*, 20, 201-215, 2016. また、趙菁「「欠食」時代の養生、「崩食」時代の保養——保養で子供を守るべし」『文学・環境学会 NEWSLETTER』第38号、2015年、5頁。
- (3) 班固『漢書』「食貨志下」（黒羽英男『漢書食貨志訳注』1980年、明治書院、170頁）。
- (4) 班固『漢書』「魏相丙吉伝 第44」（小竹武夫訳『漢書』下巻（列伝2）、1979年、筑摩書房、47-48頁）。

- (5) 范曄『後漢書』「光武十王列伝 第32」(渡邊義浩・岡本秀夫・池田雅典編『全譯後漢書 第14冊 列伝(四)』, 2006年, 汲古書院, 94頁).
- (6) 范曄『後漢書』「楊震列伝 第44」(渡邊義浩・岡本秀夫・池田雅典編『全譯後漢書 第15冊 列伝(五)』, 2006年, 汲古書院, 219頁).
- (7) 貝原益軒『養生訓』(1713年)「総論上」(石川謙校訂『養生訓・和俗童子訓』, 1961年, 岩波文庫, 27頁).
- (8) 卷三「飲食上」(同前, 64頁).
- (9) 卷四「飲食下」(同前, 97頁).
- (10) 卷五「五官」(同前, 104頁).
- (11) 卷八「養老」(同前, 159頁).
- (12) 卷八「養老」(同前, 165頁).
- (13) 香月牛山『老人必用養草』(1716年)「養老の総論」, 林権兵衛, 1丁ウ-2丁ウ(三宅秀・大澤謙二編『日本衛生文庫』第2輯, 1917年, 教育新潮研究会, 7-8頁).
- (14) 香月牛山『老人必用養草』「養老の総論」, 5丁ウ-6丁オ(三宅秀・大澤謙二編『日本衛生文庫』第2輯, 1917年, 教育新潮研究会, 11頁).
- (15) 三宅建治『居家保養記』「養生」(三宅秀・大澤謙二編『日本衛生文庫』第6輯, 1918年, 教育新潮研究会, 115頁).
- (16) 三宅建治『居家保養記』「防病」(同前, 119頁).
- (17) 三宅建治『日本居家秘用』(1731年), 卷十一「看病」, 65丁ウ.
- (18) 同前, 66丁ウ.
- (19) 二宮尊徳『身命保養自然談』(1845年)、『二宮尊徳全集』第1巻「原理」, 1977年, 龍溪書舎, 929-930頁).
- (20) 武藤一明『簡明述義 視器の保養』, 1888年, 丸善, 1-2頁.
- (21) 横尾三平『兵要指南』, 1891年, 横尾三平, 105頁.
- (22) 月永豊三郎『養生新編』, 1897年, 月永豊三郎(南江堂発売), 80-81丁.
- (23) 氏原佐蔵『結核と社会問題』, 1914年, 医海時報社, 15頁.
- (24) 額田豊『病弱を転じて健康へ: 結核の予防と最新療養法』, 1918年, 艸文堂, 121-124頁.
- (25) 渡辺貴浩「〈林間学校〉の誕生 — 衛生的意義から教育的意義へ —」(『京都大学大学院教育学研究科研究紀要』第53巻, 2005年, 343-356頁).
- (26) 野口穂高「明治後期から大正期の「野外の教育」とその特質 — 海外の「林間学校」の紹介を中心に —」(『早稲田大学教職大学院紀要』第13号, 2021年, 1-14頁).
- (27) 杉浦守邦「フェリエンコロニー」(茂木俊彦編集代表『障害児教育大事典』, 1997年, 旬報社, 707-708頁).
- (28) 小原頼之・佐々木慶三「精華学校小学部ニ於ける『フェリエンコロニー』ノ成績」(『児科雑誌』日本小児科学会, 97号, 1908年).
- (29) 日本学校保健会編『学校保健百年史』, 1973年, 第一法規, 78頁.
- (30) 文部省学校衛生課「夏季に於ける児童の田園滞在に就て」(『学校衛生』帝国学校衛生会, 第5巻8号, 1925年, 47頁).
- (31) 岡田道一「夏期林間学校に於ける衛生的教練」(『児童研究』日本児童学会, 第25巻2号, 1921年, 29-31頁).
- (32) 前掲(29), 212-213頁.
- (33) 右文館編輯部編『新編学校衛生』, 1941年, 右文館, 137頁.
- (34) 瀬木三雄『ドイツの健民政策と母子保護事業』, 1944年, 北光書房.
- (35) 青木純一「二十世紀初めにおける小学校教員の結核とその対策 — 流行の背景や公立小学校教員疾病療治科の効果を中心に —」(『日本教育政策学会年報』日本教育政策学会, 第14巻, 2007年, 138-151頁).
- (36) 石原修『衛生学上ヨリ見タル女工之現況』, 1914年, 国家医学会.
- (37) 文部省大臣官房体育課『全国教員保養所設置概要』, 1939年, 文部省大臣官房体育課.
- (38) 前掲(37), 1-2頁.
- (39) 前掲(37), 23頁.
- (40) 前掲(37), 23-24頁.
- (41) 前掲(37), 48-49頁.
- (42) 正田香澄『原発事故後の子ども保養支援 「避難」と「復興」とともに』, 2018年, 人文書院.
- (43) Электронный фонд правовой и нормативно-технической документации: 2013年12月21日更新, 訳語は、尾松亮『新版3・11とチェルノブイリ法 再建への知恵を受け継ぐ』, 2016年, 東洋書房新社. の巻末資料「チェルノブイリ原発事故の結果放射線被害を受けた市民の社会的保護について」(抄訳)を参照した。
- (44) ピオネールについては、上平泰博・中島純・田中治彦『少年団の歴史 — 戦前のボーイスカウト・学校少年団』, 1996年, 萌文社、また田中治彦『少年団運動の成立と展開 — 英国ボーイスカウトから学校少年団まで —』, 1999年, 九州大学出版会. を参照。